

令和9年度

池田市立幼稚園型認定こども園教職員 採用選考テスト受験案内

出願受付期間 令和8年5月18日（月）
～ 6月16日（火）

第1次選考日 令和8年6月28日（日）
第2次選考日 令和8年7月25日（土）

令和8年5月18日
池田市教育委員会

令和9年度採用予定の池田市立幼稚園型認定こども園の教職員採用候補者を選考するため、当受験案内のとおり、採用選考テストを実施します。

求める人物像

豊かな人間性

広く豊かな教養と教育に対する情熱・使命感を持ち、一人ひとりの子どもに対する教育的愛情と、カウンセリングマインドを備えた人

実践的な専門性

専門的知識・技能をもとに、子どもの個性を尊重し、的確な指導ができる人

開かれた社会性

子どもや保護者、地域の方々と信頼関係を築くことができる人

出願等についての問い合わせ先

池田市教育委員会 教職員課

〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号
(池田市役所5階)

TEL代表 (072) 752-1111 (内線192)

直通 (072) 754-6292

※ Eメールでの受付・問い合わせはできません。

1. 募集職種・採用予定人数

幼稚園教諭 2名程度

※令和8年度に申込を開始する池田市の他の職種との併願はできません。
複数の申込みが確認された場合、申込みを取消す場合があります。

2. 受験資格

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しない者
- (2) 令和8年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第8項に該当しない者
- (3) 昭和56年4月2日以降に出生した者
- (4) 募集職種について、令和9年4月1日時点で有効な教員免許状等を有する者（または、令和9年4月1日までに確実に取得できる者）
 - ・幼稚園教諭 … 幼稚園教諭の普通免許状と保育士資格の両方

3. 実施内容

(1) 第1次選考

実施日程・会場	テスト内容	携行品
令和8年6月28日（日） 会場 池田市役所7F 大会議室 受付：9時30分～9時45分 テスト：10時～10時45分 ※詳細は受験票に記載します。 予備日：7月4日（土）	○筆答テスト （一般教養・教職教養）	・受験票 ・筆記用具 ・（460）円切手

(2) 第2次選考 第1次選考において「合格」と判定された人に対して行います。

実施日程・会場	テスト内容	携行品
令和8年7月25日（土） ※会場・日程等については、第1次選考において「合格」と判定された人に対し別途通知します。 予備日：7月26日（日）	○音楽実技テスト （ピアノ弾き歌い） ○模擬保育 ○個人面接	・受験票 ・筆記用具 ・（460）円切手 ・上靴 ・下靴を入れる袋 ・その他別途指示するもの

※ 音楽実技テストについて

以下に示す指定曲（楽譜は各自準備）から1曲を受験者が選択し、演奏（1曲全体をピアノ弾き歌い）する。子どもと一緒に歌う場面を想定して、演奏してください。

指定曲「くじらのとけい」 …… 作詞：関 和男 / 作曲：渋谷 毅
「バスごっこ」 …… 作詞：香山 美子 / 作曲：湯山 昭
「うちゅうせんのうた」 …… 作詞：ともろぎ ゆきお / 作曲：峯 陽

※ 模擬保育について

場面に応じた適切な保育・対応をロールプレイし、その後、実施した内容の振り返りをする。

4. 出願の手続き

- (1) 提出するもの 1. 受験願書（指定様式・A4版・写真貼付）1通
2. エントリーシート（指定様式・A4版・写真貼付）1通
- (2) 願書の配布 令和8年5月18日（月）～同6月16日（火）
・場 所 池田市教育委員会 教職員課〔池田市役所5階〕
池田市ホームページ上でダウンロードも可能
- (3) 願書の受付 令和8年5月18日（月）～同6月16日（火）
- (4) 願書の受付場所・時間
・場 所 池田市教育委員会 教職員課〔池田市役所5階〕
・時 間 平日の午前9時～午後5時

※願書を郵送する場合は、封筒の表に「受験願書在中」と朱書きし、返信用封筒（定形【長3（12cm×23.5cm）】・宛先明記・「簡易書留」朱書き・（460）円切手貼付）を同封のうえ、簡易書留郵便等で送付してください。令和8年6月16日（火）必着とします。なお、池田市教育委員会から6月24日（水）までに受験票が届かない場合は必ず連絡ください。

5. 選考結果の発表

- (1) 第1次選考の結果
令和8年7月3日（金）に本人宛通知書を発送（郵送）します。
※ 7月13日（月）までに届かない場合は連絡ください。
- (2) 第2次選考の結果
令和8年8月3日（月）に本人宛通知書を発送（郵送）します。
※ 8月13日（木）までに届かない場合は連絡ください。

6. 採用までの手続き

- (1) 健康診断
第2次選考合格者に対しては、指定項目に基づく健康診断を行います。
- (2) 採用
第2次選考合格者は、受験資格に掲げる資格要件を証明する書類、その他採用手続きに必要な書類（学業成績証明書、卒業証明書又は卒業見込証明書等）を指定する期日までに提出してください。
そのうえで、資格要件を満たしている人については、令和9年4月1日以降に順次採用を決定します。受験要件等を満たしていない場合や、採用するに相応しくない非違行為が判明した場合、また出願内容等に虚偽記載があった場合には合格を取り消すことがあります。

7. 勤務条件等について

- (1) 初任給（令和8年4月1日現在の実績額）
大学卒業者：約 285,298 円・短期大学卒業者：約 273,426 円
※教職調整額、地域手当を含みます。
※前職がある方は、一定の基準により加算調整される場合があります。
※その他、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末手当・勤勉手当等の諸手当が、条件に応じ支給されます。

(2) 勤務条件

勤務時間：実働7時間45分／日（始業時間は各園にて異なります）
休日：週休2日制、その他祝日・年末年始（12／29～1／3）
休暇等：年次有給休暇は採用後最大20日付与
その他：各種特別休暇、介護休暇や育児休業制度等あります。

各種手当を含めた給与制度及び勤務条件等については、人事院勧告その他の事由により変更することがあります。

8. その他

- (1) 各試験の総合得点により合否を決定します。ただし、いずれかの試験において一定の得点（合格基準点）に達しない場合は、他の試験の成績に関わらず不合格になります。
- (2) 当試験を有効受験し不合格となった場合、あらかじめ成績の開示を希望していた方には、第1次選考・第2次選考とも、合否通知に成績を記載して送付します。成績の開示を希望する場合は、受験願書の成績開示希望欄を「有」にしてください。試験に合格した場合、成績は開示されません。
- (3) 願書およびエントリーシートに記載された情報は、池田市立幼稚園型認定こども園教職員採用選考テストに用い、それ以外の目的には使用しません。また、池田市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。なお、合否にかかわらず、提出された書類はお返しできません。
- (4) 選考テスト会場には、駐車場・駐輪場はありません。
- (5) 台風など非常災害等で、試験の実施が危惧されるときは、当日午前8時～午前9時の間に下記連絡先までお問い合わせください。
(072-754-6292) ・ (072-754-6293)
上記の理由等により試験を延期した場合、第1次選考の実施日程については、受験願書記載の「現住所」まで連絡いたします。
- (6) 受験に際し必要な措置（車椅子使用等）がある場合は、ご相談ください。

〔受験資格に関する参考資料〕

地方公務員法第16条〈欠格条項〉

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一、 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二、 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三、 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四、 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第9条〈校長・教員の欠格事由〉

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一、 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- 二、 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 三、 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 四、 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条第8項

この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一、 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して20年を経過しないもの
- 二、 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して10年を経過しないもの
- 三、 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して10年を経過しないもの

※1 以下の期間内にある者も拘禁刑以上の刑に処せられた者に含まれます。

- ・ 拘禁刑以上の刑に付された執行猶予期間
- ・ 拘禁刑以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間

※2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法第68号）の施行前にした行為に対して、禁錮以上の刑に処せられ（※1と同様「禁錮以上の刑に処せられた者」に含まれるとされる場合も含まれます。）その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、拘禁刑以上の刑が定められている罪につき刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者とみなされます。